

発議第9号

幼児教育・保育の無償化に係る必要財源は全額国費で措置することを求める意見書

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年12月13日

提出者

望月賢一郎 杉本 護 寺尾 昭 鈴木節子 内田隆典

幼児教育・保育の無償化に係る必要財源は全額国費で措置することを求める意見書

2019年10月に始まる幼児教育・保育の無償化について、政府は必要財源を約8,000億円余と試算し、このうち約5割を市町村負担とする原案を内閣府が全国市長会に対し提示した。その後、国は、初年度分に限り全額国負担を提案したが、地方負担を求める制度とする姿勢は変えていない。

そもそも幼児教育・保育の無償化は、2017年9月に安倍晋三首相が、2019年10月からの消費税10%増税に当たって消費税の用途変更として公約したものである。

これまでの経緯から、全国知事会など地方6団体は、かねてから「国の責任において必要な財源を確保」するよう求めており、全国市長会は、「必要な財源については、地方消費税の増収分を充てることなく、国の責任において全額を国費で確保すること」などを決議し、提言（平成31年度国の施策及び予算に関する提言「子ども・子育てに関する提言」）している。

よって、国におかれては、下記事項が措置されるよう強く要望する。

記

- 1 幼児教育・保育の無償化に係る必要財源は全額国費で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〔提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策） 宛〕